

犬・猫の多頭飼養の届出について



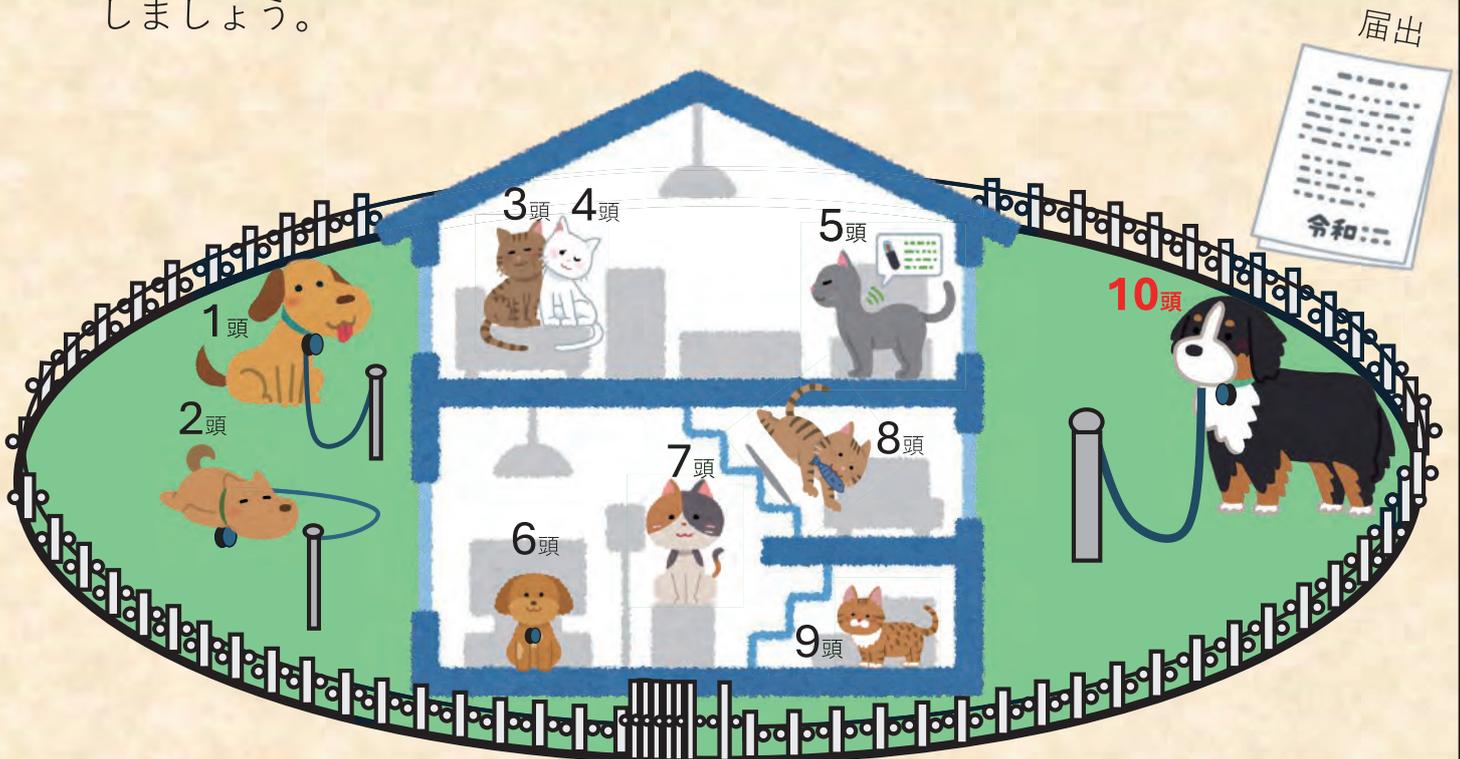
詳細は県HPへ

Q 犬・猫をたくさん飼う場合、何か決まりごとはありますか？

A 千葉県では**犬・猫合わせて10頭以上の飼養者等**に対し**条例※**で保健所への「**多頭飼養の届出**」を義務づけています。

※千葉県動物の愛護及び管理に関する条例

- ・この制度は犬・猫を多く飼っている人を把握し、適切な飼い方を助言等するためのものです。
- ・お世話をしている動物が増えると管理が難しくなります。また、近隣住民に鳴き声や臭いなどで迷惑がかかるおそれがあります。
- ・ペットが増えすぎないように、飼っている動物に不妊去勢手術を実施しましょう。



- ・届出対象：生後91日以上の子犬猫を合わせて10頭以上飼養、又は保管している方
- ・期限：届出の対象となった日から30日以内
- ・届出方法：飼養施設を管轄する保健所へ提出
- ・罰則：未届、虚偽の届出をした場合5万円以下の過料



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

問い合わせ先

最寄りの保健所
健康福祉部

健康生活支援課又は生活衛生課
衛生指導課 TEL:043-223-2642



保健所一覧

動物に関する相談について

「動物に関する問題がある」、「飼い方に不安がある」、「今後飼養頭数が増えそう」という場合、保健所、動物愛護センターにご相談ください。何かお手伝いできることがあるかもしれません。

※連絡は飼い主本人からでも、見たり聞いたりした方からでも構いません。



飼育困難

無責任な
猫への餌やり

虐待

散歩不足

不適切な
飼育

苦情

多頭飼育
(繁殖制限)



県の取り組みについて

- ・ 収容した犬猫の譲渡等を行い、殺処分される犬猫の数を減らすための取組を行っています。
- ・ 動物の正しい飼い方について、「犬のしつけ方教室」の開催等の啓発活動を行っています。
- ・ 動物を飼う前に考えてほしいこと動物と暮らすときに気をつけてほしいことなどについて15のテーマ別に動物愛護に関する動画を制作しました。

保護犬・保護猫と暮らす



千葉県

動物愛護に関する動画

相談先
最寄りの保健所
千葉県動物愛護センター

本所 TEL:0476-93-5711
東葛飾支所 TEL:04-7191-0050



保健所一覧



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん